

大阪府鉄道駅可動式ホーム柵整備事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 府は、鉄道利用者の安全確保及び障がい者や高齢者等の移動の円滑化を図るため、主要な既存鉄道駅の可動式ホーム柵整備事業に要する経費の一部について、大阪府鉄道駅可動式ホーム柵整備事業費補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下、「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 鉄道事業法（昭和61年12月4日法律第92号）第3条の規定に基づき、国土交通大臣の許可を受けて鉄道事業を経営する者
- (2) 軌道法（大正10年4月14日法律第76号）第3条の規定に基づき、主務大臣の特許を受けて運輸事業を経営する者

(補助対象事業)

第3条 大阪府域内にあり、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年6月21日法律第91号）第3条第1項の規定に基づく、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる駅及び停留場における、プラットホームからの鉄道利用者の転落等を防止するための可動式ホーム柵の設置に関する事業であって、国及び市町の補助を受けるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、かつ、地元市町の補助する額以内とする他、補助対象事業者毎に以下のとおりとする。

- (1) 大阪市高速電気軌道株式会社を除く事業者の場合
補助対象事業に必要な経費（以下、「補助対象経費」という。）に1/6を乗じて得た額以内とする。
- (2) 大阪市高速電気軌道株式会社の場合
補助対象経費に102%を乗じた額の80%に相当する額の35%に相当する額に1/2を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、第1号様式による補助金交付申請書に第2号様式による補助事業実施計画書を添付して、知事に提出するものとする。

- 2 補助対象者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当

額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金交付決定の通知等）

第6条 知事は、補助金の交付を決定したときは、第 3 号様式による府補助金交付決定通知書により補助対象者に通知するものとする。

2 知事は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について条件を附することができる。

（経費配分の軽微な変更等）

第7条 規則第 6 条第 1 項第 1 号の知事の定める軽微な変更は、流用先の費目の当初計画額の 30%以内の増額又は、1 千万円以内の増額のいずれか低い額の経費の配分の変更とする。

2 規則第 6 条第 1 項第 2 号の知事の定める軽微な変更は、1 千万円以下の工事件名の追加とする。

3 補助対象者は、規則第 6 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による知事の承認を受けようとするときは、補助事業経費配分（内容）変更承認申請書第 4 号様式に実施計画変更書第 2 号様式を添付して知事に提出しなければならない。

4 補助対象者は、第 1 項又は第 2 項に定める軽微な変更を行ったときは、実施計画変更届第 5 号様式に実施計画変更書第 2 号様式を添付して知事に届け出なければならない。

（申請の取り下げ）

第8条 補助対象者は、規則第 7 条の規定による通知を受け取った日から起算して 30 日以内にその理由を記載した書面を知事に提出することにより、補助金交付申請を取り下げることができる。

（状況報告）

第9条 規則第 10 条の規定による報告は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について毎四半期終了後 10 日以内又は、知事の請求があったときは速やかに、第 6 号様式による実施状況報告書に第 6-2 号様式による実施状況表を添付して知事に提出しなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が年度内に完了しないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、第 6 号様式による実施状況報告書に第 6-3 号様式又は第 6-4 号様式による実施状況表を添付して知事に提出し、その指示を受けなければならない。

3 補助対象者は、補助事業年度以降において国及び地元市町から書類の提出を求められた場合は、同書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による報告は、補助事業完了の日から20日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする年度の3月末のいずれか早い日までに、第7号様式による補助事業完了実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、補助事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、補助金の交付を受けようとする年度の3末日までに第8号様式による補助事業年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 知事は、前条に定める実績報告書の提出を受けたときは、規則第13条の規定による補助金の額を確定し、第9号様式による補助金確定通知書を補助対象者に送付する。ただし、知事は、事業の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、規則第5条に規定する補助金の交付の決定をした額の全部又は一部を概算払いにより交付する。

2 補助対象者は、前項ただし書の規定による補助金の交付を受けようとするときは、第10号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 知事は、補助対象者が府補助金の交付を受けたにもかかわらず、当該年度内（出納整理期間含む。）に国から直接又は機構を通じて国から大阪府の補助額に応じた金額以上の補助金の交付を受けなかった場合、地元市町から大阪府と同額以上の補助金の交付を受けなかった場合及び補助事業年度以降において国及び地元市町から補助金の返還を求められた場合は、補助金の全部又は一部の返還を補助対象者に対して命ずるものとする。

2 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その越える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の整理)

第13条 補助対象者は、補助事業に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象者は、前項の帳簿の内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産の整理)

第14条 補助対象者は、補助事業によって取得した財産（以下「取得財産」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産の取得時期、所在場所、価格及び取得財産に係る補助金等の取得財産の状況が明らかになるように整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第15条 補助対象者は、次の各号に掲げる帳簿等を、知事が別に定める期間保存しておかなければならない。

- (1) 第13条第1項に規定する帳簿
- (2) 取得財産の得喪に関する書類

(3) 取得財産の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産の管理等)

第16条 補助対象者は、取得財産について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第17条 規則第19条ただし書の知事の定める期間は、補助対象者が補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間について国が定める基準に準拠する。

(監督)

第18条 知事は、必要と認めるときは、補助対象者に対して補助事業の実施状況及び補助金の整理について検査を行い、又は報告を求めることができる。

附 則

1 この交付要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この交付要綱の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この交付要綱の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この交付要綱の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。